

自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる庁舎の自家用電気工作物の委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 港湾施設名 細島港（白浜地区）国際コンテナターミナル
 - (2) 所在地 宮崎県日向市竹島町3-2
 - (3) 需要設備 対象設備は別記1のとおり
- | | |
|--------|-----------------------|
| ア 設備容量 | 2, 920 kVA（キロボルトアンペア） |
| イ 受電電圧 | 6, 600 V（ボルト） |

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める保安規程、別添自家用電気工作物保安管理業務実施要領（以下「実施要領」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（協力及び義務）

第6条 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、自家用電気工作物の安全管理上問題があるとして報告及び助言した事項については、その意見を尊重するものとする。

2 甲は、前項の報告及び助言は乙と協議の上決定した事項については、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、電気事故その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項の甲の連絡を受けた場合は、実施要領に従い、速やかに甲に対し必要な対策を指示するとともに、当該自家用電気工作物について臨時に点検を行うものとする。

5 乙は、委託業務を誠実に行うものとする。

（連絡責任者等）

第7条 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、連絡責任者又はその代務者に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

（委託業務担当者の資格等）

第8条 乙の委託業務担当者は、必要に応じ乙の他の担当者（以下、「委託業務従事者」

という。)に、委託業務の一部を実施させることができるものとする。

2 乙は、委託業務担当者及び委託業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面により甲に知らせるものとする。なお、委託業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

3 甲は、乙と委託契約を締結する際に乙の委託業務担当者に面接等を行い、その者が委託契約書に明記された本人であることの確認を行うこととする。

4 乙の委託業務担当者は、委託業務に係る点検等（以下「点検等」という。）を行う際は常に身分証明書を携帯し、甲から身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。ただし、緊急の場合はこれによらないことができる。

5 乙の委託業務担当者は、甲の保安規程に基づき、委託業務を自ら実施するものとする。

6 乙の委託業務担当者及び委託業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、委託業務の実施を補助させることができるものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（点検結果等の報告及び記録の保存）

第12条 乙は、点検等の終了時に、その結果を甲に報告するとともに、点検結果等に係る記録（以下「点検記録」という。）を甲に提出するものとする。なお、点検記録は、甲及び乙が確認の上、甲及び乙において保存するものとする。

2 甲は、前項の規定により点検記録を受領したときは、契約の履行及び結果について必要な検査を行うものとする。なお、検査の結果、不合格となった場合は、乙は速やかに補正を行うものとする。また、補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第13条 乙は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までに係る委託業務について、それぞれ前条第2項の規定による検査を受け、合格したときは、当該3月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 支払い内訳は、次の表のとおりとする。

実施月	金額(円)	実施月	金額(円)
令和7年 4月から6月分まで		令和7年 7月から9月分まで	
令和7年 10月から12月分まで		令和8年 1月から3月分まで	

4 甲がその責めに帰すべき理由により2項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

5 甲が第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託料等の年額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第15条 甲は、第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、この契約を解除するものとする。

(1) 自家用電気工作物が廃止された場合

(2) 外部委託の承認を取り消された場合

(3) 一般用電気工作物となった場合

(4) 受電電圧が7,000V（ボルト）を超えた場合

(5) 構外にわたる配電線路の電圧が600V（ボルト）を超えた場合

2 前項の規定による解除に伴い、当該点検の期間に3箇月未満の端数期間が生じたときの委託料は月割りによるものとし、当該端数期間に1月未満の端数日数が生じたときは、日割りによって算出した額とする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の免責)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第6条第2項の規定により、乙が報告及び助言した事項又は協議の上決定した事項について、甲が必要な措置を怠り、これにより損害が生じたとき。

(2) その他乙の責めに帰することのできない理由により、損害が生じたとき。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 4月 1日

甲 宮 崎 県

北部港湾事務所

所 長 ○○ ○○

乙

別記 1

用 途	設備容量 (KVA)	基 数	電 圧 (V)	備 考
ガントリークレーン 1 号基	660	1 式	6,600	
ガントリークレーン 2 号基	500	1 式	6,600	
補機用 (ガントリークレーン 2 号基)	75	1 式	6,600	
ヤード照明 (3Φ)	30	1 式	6,600	
ヤード照明 2 (3Φ)	150	1 式	6,600	
電灯 1 (1Φ)	30	1 式	6,600	
冷凍コンテナ (3Φ)	150	1 式	6,600	
冷凍コンテナ 2 (3Φ)	200	1 式	6,600	
管理棟動力 (3Φ)	75	1 式	6,600	
管理棟動力 (1Φ)	50	1 式	6,600	
電圧降下補償装置	1,000	1 式	6,600	
	2,920			

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 「甲」は宮崎県等、「乙」は受託者をいう。

2 委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略するものとする。